

# なかい 議会だより



9月議会定例会 ②  
町づくりを問う ⑦  
一般質問(11議員)  
ぎかいトピックス ⑱

力をあわせて ヨイショ!ヨイショ!  
— なかいこども園運動会 —

 第173号  
平成27年11月1日発行  
神奈川県中井町議会  
E-mail [gikai@town.nakai.kanagawa.jp](mailto:gikai@town.nakai.kanagawa.jp)

# 9 月 定 例 会

## 平成26年度決算を認定

平成27年第3回中井町議会定例会を9月1日に開会し、会期を11日とした。

町から行政報告を受け、条例制定4件、条例改正5件、規則改正1件、一般会計他3会計の補正予算、平成26年度一般会計と特別会計5会計の決算の認定について提案され、いずれも原案のとおり可決し、報告を受け、さらに、教育長、教育委員会委員の人事案件についても、原案のとおり同意した。

一般質問は11名の議員が14問にわたり行った。

### 条例・規則

◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定され、平成28年1月1日からマイナンバー制度が始まることから、法律に規定のない事務で町が独自に利用しようとする個人番号の適正な取り扱い等について、条例を制定しました。

◎中井町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに就任する教育長の身分が一般職から特別職になり同法の規定により、これまでと同様に職務専念義務が課されることから、勤務時間等の勤務条件に関し、必要な事項を定めるため条例を制定しました。

◎中井町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに就任する教育長の身分が一般職から特別職になり同法の規定

◎中井町議会委員会条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに就任する教育長については、教育委員長と教育長を一本化した教育長とすることから条例改正を行いました。

◎中井町情報公開条例の一部を改正する条例

独立行政法人通則法の一部を改正する法律により、特定独立行政法人が廃止され、新たに行政執行法人が規定されたことに伴い、条例改正を行いました。

◎中井町個人情報保護条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町が保有する特定個人情報について、適正な取扱いを確保し、開示、訂正及び利用停止といった保護措置を講じる必要があるため、条例改正を行いました。

◎中井町税条例の一部を改正する条例

町民税の法人税割の超過課税適用期間が平成28年3月31日で終了することから適用期間を5年間延長するため、条例改正を行いました。

◎中井町手数料条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カードの再交付手数料の徴収や、個人番号カードの再交付手数料の徴収等の条例改正を行いました。

◎中井町議会会議規則の一部を改正する規則

議員の議会の欠席について、新たに出席に伴う欠席理由を加えたことにより規則の改正を行いました。

### 補正予算

今回可決した補正予算の主なものは次のとおり。

一般会計

1100万1千円の追加で、平成27年度の総額37億1100万1千円に。主な補正内容は、以下のとおりです。

国民健康保険特別会計

システム改修に伴う神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金50万8千円の追加で、総額14億9112万4千円となりました。

総務費

過誤納還付金、社会保障税番号制度管理事業費等を追加計上しました。

介護保険特別会計

福祉用具購入者の増加に伴い保険給付費の追加計上、国県支出金返納金及び支払基金交付金返納金を追加しました。今回の

補正額は、186万3千円で、総額7億2595万5千円となりました。

水道事業会計

県道77号平塚松田線比奈窪ハイパス開通工事に伴い、布設替工事と下水道工事に伴う水道管移設工事による工事請負費1007万4千円を追加計上し、それに伴う収入として工事負担金等を計上しました。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

条例に関する反対討論

尾尻孝和議員

年金や税金、住民票などの個人情報を個人番号に結びつけることで、税や保険料をもれなく徴収し、社会保障の給付減をねらうマイナンバー制度は、それを活用する側にとってはきわめて効果的なツール（道具）です。しかし、名寄せ・集積された個人情報やひとたび流出悪用されると、甚大なプライバシー侵害やなりすまし犯罪などの危険を飛躍的に高めることとなります。

現代においては、個人を特定する情報が積極的にデジタルデータ化され、社会的属性に応じて整理されればされるほど、それらは経済的な価値を持つようになり、流出・悪用される危険が伴います。①100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能、②意図的に情報を盗み、売る人間がいる、③一度漏れた情報は、流通・売買さ

れ取り返しがつかない、④情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなる。——こういったリスクが指摘されています。ドイツ、フランス、イギリスなどでは、共通番号制が、市民的自由の抑圧、国民のプライバシーを侵害する危険性、不正利用の危険性を高めるといった観点から、この仕組みをつくらず、あるいは廃止しています。制度の実施を急ぐ必要はなく、「個人番号の利用に関する条例」に反対するものです。

中井町教育長の任命

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長に現教育長の岩本明人氏の同意が求められ、賛成多数で同意した。

中井町井ノ口 岩本明人氏

中井町教育委員会委員の任命

教育委員会委員、重田明夫氏が9月30日をもって任期満了となったことから、左記の新任委員についての同意が求められ、賛成全員で同意した。

中井町井ノ口 熊澤久氏

あなた自身で 議場の雰囲気

次回の定例会は12月1日の開会予定です。

どなたでも、お気軽にどうぞ！

役場庁舎3階議会傍聴席入口にて、名簿帳に名前を記入するだけです。

出入は自由です

議会報告会のお知らせ

第1回	平成28年1月30日(土) 14:00~ 中井町農村環境改善センター 2階研修室
第2回	平成28年2月6日(土) 18:00~ 井ノ口公民館 2階研修室

# 決算 主な質疑・応答

## 一般会計

### 総務費

**問** 町税の法人町民税の予算の立て方は。

**答** 町内企業上位20〜25社宛てに、来年度の事業見込みを照会し、事業実績、過去の納税額等を考慮し、予算立てしている。

**問** 町の法人税の歳入に占める割合が非常に高く、26年度は景気動向に大きく左右された。この影響をどのように考えるか。

**答** 今後、その危険性も考慮しながら、財政推計をし、健全な財政運営をしていきたい。

**問** 職員の自己啓発支援の内容は。

**答** 健康運動士という国家資格の養成と認定の2件。

**問** 町施設を新電力にかえて数年たっている。その効果は。

**答** 従来と比べ、14%程度の低減。

**問** 人事評価制度の見直し内容は。

**答** 能力評価のみの評価に、管理職の目標管理制度、保育教諭に特化した制度を加えた。

**問** 財政調整基金の適正額と積立の方針は。

**答** 40億円程度の一般予算だと、その4分の1、10億程度が必要。特殊需要もあるため、中長期的に積み立てたい。

**問** 防犯灯のLED化の進捗状況は。

**答** 現在、防犯灯の24%程度。

**問** 蛍光灯よりコストがかかるLED化の費用対効果は。

**答** およそ10年たてば蛍光灯より低廉なものになる。

**問** ホームページリニューアルの業者選定と委託内容は。

**答** 以前より運営しているところに随意契約。予算削減の中でレイアウトを業務委託。あとは各課の手作業で対応した。

**問** 生涯学習基本計画の見直し状況は。

**答** 27年度中の策定に向け、26年度は社会状況分析調査、前計画の評価・検証、そして町民アンケート調査の分析を行なった。

**問** 男女共同参画プランの策定状況は。

**答** 業者委託せず、課内で実施。外部委員会については、男女共同参画懇話会委員にお願いしている。

### 民生費

**問** 避難行動要支援者システムの内容と登録者数は。

**答** パソコンで、名簿と、地図を連動させるシステム。現在137名の方が登録。

**問** 更新期に来たAEDに対する対応は。

**答** 耐用年数が異なり、維持管理や事務の効率化という観点からリースで対応した。

### 衛生費

**問** 生物多様性調査で、結果を活用し、エリアや種類を絞って希少動植物を保護する考えは。

**答** 調査が終わった段階で、平成30年を目前に、保護・保全計画を作っていくと考えている。

**問** 削減型家庭用生ごみ処理機の使用状況は。

**答** 現在、8家庭が試験的に使用している。

## 決算に対する 反対討論

尾尻孝和 議員

働く人の賃金は上がらず、国民の所得が増えないなか、物価上昇や消費税増税で国民の購買力は疲弊しています。日本共産党中井支部が昨年おこなった町民アンケートでは、「暮らし向きが悪くなっている」と答えられた方が、町民の7割にものぼりました。

基金に1320万円積み立ててきた結果となっています。値上げしなくともやっていけたと考えます。

昨年予算で、わが党議員は、「4月からの消費税増税分の加算として、各種手数料・使用料の引き上げをおこなわないよう」求めました。また「10%も

後期高齢者保険料の引き上げに反対するとともに、介護保険の数々の制度改革の撤回を政府に求め、医療・介護難民を出さず、安心して暮らせるよう、施策を求めます。

の国民健康保険税引き上げはおこなうべきでなく、法定外繰り入れで増税はとどまるべき」と主張しました。

このようなき、新たに数十億円の規模の箱もの建設は、おこなうべきではありません。生涯学習センターの新規の建設に反対いたします。

昨年度の国保会計は4220万円の赤字で、基金に3000万円を積み立てるとされています。昨年度は、過去5年間平均とほぼ同じ規模の法定外繰り入れ4700万円がおこなわれました。国保会計は、保険税値上げ分1700万円がなくても、

町民の負担として10年、20年とのかかる、そういう事態は避けるよう求め、一般会計決算への反対討論といたします。

**問** 流行した風疹への予防接種の実績と周知の徹底は。

**答** 町では13件の実績があり、広報とホームページを中心に周知をはかった。

**問** 子宮頸がんワクチンの接種状況は。

**答** 26年度は、1件の方が接種した。

**問** 高齢者肺炎球菌ワクチン接種の記録管理は。

**答** 新たに5町共同のシステムで、個人ごとに管理する。

**問** 放射能の空間線量測定は、安定している状態でも、測定を続ける方針か。

**答** 国や県の指導を受けながら、今後も当分の間、検査を実施して、町民に公表していく。

**問** 住宅用太陽光発電システムの補助金は減少しているが、今後の方針は。

**答** 自然エネルギー活用の重要性を考え、しばらく補助を実施していく。

**問** 合併処理浄化槽の整備状況は。

**答** 町内の浄化槽61.8%が残っている。

### 農林水産業費

**問** 地域農業再生協議会の内容は。

**答** 新たな農業者の確保とその受け入れ方法、新規就農者の獲得の手段の検討、中井の味コンテストなどを行った。

**問** 新規就農者への支援と人農地プランの修正の関係は。

**答** 町で参農希望の新規就農者は、人・農地プランに位置づけ、青年給付金を支給する。プランは、国の指示のもと年2回修正している。

**問** 水源の森林づくり事業費の借地料は何のためか、さらに整備委託費も支出しているのは、二重投資ではないか。

**答** 安全な水源林を確保するための管理を行うことで、公的関与をするので、借地料を支払っている。

### 商工費

**問** 観光事業サポーター賃金が4割ぐらい不用額になっているが。

**答** もう少し中身を精査して必要な賃金の計上に努める。

### 土木費

**問** 幹線道路の草刈委託の方向性は。

**答** 年間900万円余の支出をしなければ一定の維持管理が出来ない状況。自治会の協力を得て対応をする。

**問** 中央公園の改修工事の支出基準は。

**答** 修繕工事の負担費100万円以上は町で修繕を行う。予測しない天災などの事故によるものは保険対応、保険料は町で負担。

**問** 中央公園の水辺広場の水質検査と、砂場の衛生管理は。

**答** 水質検査等は指定管理者が発注。砂場については目視管理で、科学的調査は実施していない。今後、指定管理者と協議しながら進める。

### 消防費

**問** 消防団員等の公務災害補償費は。

**答** 町は団員等公務災害補償金という基金に負担金を払っている。公務災害の場合、基金から直接ではなく、町を通して支払っている。

**問** 非常食の保管数は。

**答** 26年度末で1万4170食。目標は約1万7000食で、町民・滞在者を含めた避難者に3日間供給できる量としている。

## 賛成討論

戸村裕司 議員

望まれていた経済成長はかなわず、平成26年度は、5月のいわゆる増田レポートによる「消費可能性都市」の指摘で幕を開け、さまざまな格差社会の実態が浮き彫りになった1年でした。本町は、メガソーラー事業などにより、積年の懸案であった南部地区や比奈窪バイパスが動き出す一方、なかいこども園の開設やしらすぎディケアサービセンターの終了、買い物環境の変化などで、町民を取り巻く生活環境にも変化が出てきています。

見積もりの甘さへの疑義や不適切な執行につながるかの懸念に至らないうちに、補正などで適時適切な予算執行に、今から努めてもらいたい。

依然厳しい財政運営であることは言うまでもありませんが、各種事務事業においては、着実な執行がなされており、その安定性は高く評価します。土砂災害防災訓練の実施や、旧中村保育園に移動した子育て支援センターの働き、SNSの活用による広報活動など、決算書にはみられない、いくつもの取り組みがありました。これらの成功は

「大きな革新」に向け、貴重な原動力となると信じます。そうした中で、人件費や働き方、職員教育についても議論がなされました。杉山新町長の下より充実した町民サービスを目指し、課を超えて学び合い高め合う環境づくりを第一に、努力していただくことを願い、賛成の討論とします。

のあり方も課題を残しました。



**教育費**

**問** 学校に設置した太陽光発電の効果は。

**答** 25年度に設置した井ノ口小学校ではおよそ7.5%使用電力量が減っている。

**問** 26年度の太陽光発電設置状況は。

**答** 県の防災事業を使用し中村小学校へ太陽光と蓄電池を設置。体育館照明の一部に使用。売電は行っていない。

**問** 社会科副読本の改訂状況は。

**答** 「わたしたちの中井」という3年生社会科の副読本であり、4年に1度の改訂。児童・教員に配布。

**問** 郷土資料館費の作業内容は。

**答** 町史編さんに向け、古文書の整理を専門職へ依頼。

**問** 図書購入の方法は。

**答** 図書館流通センターに依頼。また、町の図書室でリクエストされた図書を購入。

**問** 読書活動推進指導員、司書1名の勤務状況は。

**答** 各所巡回での勤務。1名のボランティアに手伝って頂いている。司書を専属に増やすことはできない。

**問** 中村小学校施設等の修繕費での雨漏りの対応は。

**答** 行っていない。各学校施設、大雨後には状況把握をしている。

**国民健康保険特別会計**

**問** 国保税が値上げされたが、決算は黒字で3000万円の積み立てができた。増税しなくてもよかったのでは。

**答** 一般会計から4700万円の法定外繰り入れもあり、積み立てができています。積み立てができていないことも事実。

**介護保険特別会計**

**問** 複合的はつらつ教室の効果は。

**答** 要介護、要支援手前の予防事業。運動器、栄養士、歯科衛生士を入れ、なお一層効果を見込んでいる。

**下水道事業特別会計**

**問** 下水道の整備の進捗状況は。

**答** 現在進めているのは五分一地区と下井ノ口地区。10年後に町内の下水道を完成させる目標で計画を進めたい。

**水道事業会計**

**問** 契約について、10月同じ日に3本発注されているが。

**答** 比奈窪ハイパスの開通に伴う工事で集中した。

**議案等審議の結果**

※議長は採決に加わりません。  
(各議員の賛否は町のホームページに掲載しています。)

件名	月日	審議結果	件名	月日	審議結果
行政報告	9月1日		決算の認定について(平成26年度中井町国民健康保険特別会計歳入歳出決算)	9月11日	認定(賛成10、反対1)
一般質問	9月1日~9月2日		決算の認定について(平成26年度中井町介護保険特別会計歳入歳出決算)	9月11日	認定(賛成全員)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	9月11日	認定(賛成8、反対3)	決算の認定について(平成26年度中井町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)	9月11日	認定(賛成全員)
中井町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例	9月11日	原案可決(賛成全員)	決算の認定について(平成26年度中井町下水道事業特別会計歳入歳出決算)	9月11日	認定(賛成全員)
中井町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	9月11日	原案可決(賛成全員)	平成26年度中井町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	9月11日	可決及び認定(賛成全員)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	9月11日	原案可決(賛成全員)	工事請負契約の締結について(平成27年度東向橋補修工事)	9月11日	原案可決(賛成全員)
中井町議会委員会条例の一部を改正する条例	9月11日	原案可決(賛成全員)	中井町教育委員会教育長の任命について	9月11日	同意
中井町議会会議規則の一部を改正する規則	9月11日	原案可決(賛成全員)	中井町教育委員会委員の任命について	9月11日	同意
中井町情報公開条例の一部を改正する条例	9月11日	原案可決(賛成全員)	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月11日	報告
中井町個人情報保護条例の一部を改正する条例	9月11日	認定(賛成10、反対1)	文教民生常任委員会審査報告	9月11日	報告
中井町税条例の一部を改正する条例	9月11日	原案可決(賛成全員)	議員・委員派遣の件について	9月11日	承認
中井町手数料条例の一部を改正する条例	9月11日	認定(賛成10、反対1)	議員・委員派遣結果報告について	9月11日	報告
平成27年度中井町一般会計補正予算(第1号)	9月11日	認定(賛成10、反対1)	議会運営に関する事項及び議会改革の推進について	9月11日	議会運営委員会閉会中の継続審査
平成27年度中井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	9月11日	原案可決(賛成全員)	所管事務の調査について(1)生活交通対策事業について(2)シティブロモーション事業について	9月11日	総務経済常任委員会閉会中の継続審査
平成27年度中井町介護保険特別会計補正予算(第1号)	9月11日	原案可決(賛成全員)	所管事務の調査について(1)健康・体力づくりリレーション事業について(2)自治会の現状と育成・支援のあり方について	9月11日	文教民生常任委員会閉会中の継続審査
平成27年度中井町水道事業会計補正予算(第1号)	9月11日	原案可決(賛成全員)			
決算の認定について(平成27年度中井町一般会計歳入歳出決算)	9月11日	認定(賛成10、反対1)			

一般質問

# 団塊の世代の雇用と 生きがい対策は



小清水招男 議員

## 町長 総合的な移住促進施策の取り組みを検討

人口減少問題は、多くの自治体に共通する喫緊の課題です。

核となる基幹産業に乏しく農林業、零細工業等に依存してきた本町のような中山間地にとって町の発展・活性化に向けて、新たな転入者の受け入れ体制の整備は、これからの「まちづくり」において重要です。

他方、都市部を中心に生まれた団塊シニアの大量退職者を転入者として受け入れる体制の整備が必要です。

都市部からの団塊シニアの受け入れ体制の整備に備え、対応状態についてお尋ねします。

**問** 町外からの団塊シニアを受け入れる考えは。

**答** 地域の活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めるため、本町が人々から選ばれる町になるよう、移住を検討されている方や、中井町に興味のある方に町のよさをもっと知っていただきたいと思えます。移住に向けてのサポートを町一体となって支援するため、総合計画・総合戦略において、総合的な移住促進

進施策についてさまざまな取り組みを検討していきたいと考えています。

**問** 引き続き働くことを希望される団塊シニアの雇用対策は。

**答** 本町では、高齢者の就業支援については、一般社団法人中井町シルバー人材センターに対して補助金を支出し、運営を支援しております。今後も引き続き支援を行い、高齢者の地域社会への貢献や就業機会を提供してまいります。また、高齢者の方々の社会参加や社会貢献を促進するために、その豊富な知識や経験、資格、特技等を登録し、そうした人材を求める町内企業や地域活動団体などへ、情報提供する登録制度の仕組みを今年度中には立ち上げていきます。

**問** ボランティア活動や文化活動などを希望される団塊シニアに紹介する窓口は。

**答** 現在、地域支援課が窓口となり、人材活用制度であるまちづくりパートナー制度や文化・スポーツ活動団体等の情報を提供するまちづくり情報誌の発行などにより、町民の各種の活動を支援しています。

**問** 町職員の再任用制度の適用実績は。

**答** 平成25年度退職者から退職後に無年金期間が発生すること、また平成25年3月に雇用と年金の接続について閣議決定されたことを踏まえ、平成25年度から再任用制度の運用を開始したが、現在まで再任用を希望する職員はいない状況です。

**問** 町職員の再任用制度の適用ポストとしては、公共施設の管理業務、町史編さん業務などです。この中でも町史の編さんというものは大切です。現在、どのように考えられているか。

**答** 町史の編さんに向けて記録を残すということで、去年から古文書の整理をしているところです。



団塊世代の地域デビューが期待される



一般質問

# 正しい自転車の 乗り方教育と施設を

他 1 問



原 憲三 議員

町長 人口規模と人的配置で、施設設置は困難



中央公園で自転車の練習をする親子

道路交通法改正により、自転車の取り締まりが強化されました。背景には自転車の交通違反等による事故多発にあると考えます。車の運転の知識や技術は教習所で習得しますが、子どもは練習することで自転車に乗れるようになり、「車に注意しなさい」と言う程度で正しく指導されていません。最近では、自転車による事故が起き、高額な賠償請求をされる事例もあり、正しい自転車の乗り方教育が要求されています。

**問** 中央公園の一角に交通公園をつくり、子どもたちの自転車教室の指導に活用する考えは。

**答** 学校で行う安全教育の一環として、警察や指導隊の協力を得て、小学3年生以上に安全指導を、交通安全協会・警察署が主催する自転車の安全な乗り方大会に小学5年生の代表が参加し、知識と技能の普及徹底に取り組み、交通事故の防止に努めている。

通年で自転車の安全な乗り方や交通ルールを学ぶ交通公園は、自転車運転の知識と技能を普及するための効果的な施設ではありませんが、

本町の人口規模や中央公園内の施設状況、加えて人的配置の必要性を勘案すると設置は困難であると考えます。

**問** 自転車事故が近年増加傾向にあります。小さい頃から交通ルールをきちんと指導し、マナー違反にはペナルティを科す時代が来ました。そのような中、交通安全教育をするべきと考えますが。

**答** 交通安全の教室については、こども園は年2回、小学校は1年生中心に横断歩道の渡り方、また全校児童は年1回、中学生は実施しておりませんが、学校の教科の中に交通安全に対する項目があり、知識を得ています。

**問** 実際に横断歩道、歩道橋、信号等を渡った訓練や教育が必要かと思うが。

**答** 実際の状況で交通安全教室をする必要は感じております。

**問** 中学生の自転車通学を許可する考えは。

**答** 本町の地形は高低差があり、またカーブも多く、自転車通学者の交通安全を確保することが大変難しいと考えております。

「なかまる」の  
生きた活用を

**問** 「なかまる」のご当地ナンバープレートを制作する考えは。

**答** 登録台数が少なく、隣接した市町への移動も少ないことで、考えておりません。

**問** 公共施設等に「なかまる」を使用し、改称の考えは。

**答** 施設の愛称として使用していくことを所管課及び指定管理者と協議をしていきたい。

**問** 砂口配水池に「なかまる」をペインティングして中井町を町内外へPRしては如何か。

**答** 本体の塗装工事等を計画する際に検討したいと考えてます。町内外へPRしていくことは大切だと認識しております。



一般質問



成川保美 議員

# チャイルド・プアの課題と対応は

## 町長 未来への投資であり、環境整備を進める

2014年厚労省発表での相

対的貧困率は16.3%。子ども

6人に1人が貧困となり過去最

悪を更新。OECD先進諸国34

カ国での貧困の子ども総数は3

400万人。日本は305万人

を占め、先進諸国での貧困は約

10人に1人が日本人の子どもと

なっている。子ども

もの貧困の深刻化

は日本社会にとつ

て大きな損失であ

り、少子高齢化が

進む中、日本の活

力はますます失わ

れていく。各自治

体が真剣に取り組

まなければならな

い課題だ。



環境整備に向け取り組みを進める。

**問** ひとり親世帯は何件か。そ

のうち母子家庭は。

**答** ひとり親世帯数は50世帯で

132名。そのうち母子家庭は

45世帯119名となっている。

**答** 要保護児童数は0名。

準要保護児童数は小学校19名で、

中学校も19名。

**問** 26年度には不登校の小中学

生は12万2902人となり、1

年以上所在が分からない子は1

23人もいるという悲しい現実

がある。中井町の不登校生徒の

現状と対応は。

**答** 小学校は2名。中学校は15

名。担任が週1回家庭訪問をし、

その状況を確認している。

**問** チャイルド・プアは、見よ

うとしないと見えない。子ども

は川の岩陰でおぼれた状態。本

当に困っている人の対応は。

**答** 教育課だけでなく、福祉課、

民生委員、スクールカウンセ

ラー、ソーシャルワーカー等の

関係機関と協力しながら対応。

今後もさらに強化していく。

**問** デートDVを教育長はどの

ように考えているか。

**答** 子どもがなぜそういった暴

力行為に及ぶかは、難しくと言

えないが、足元で出来る事から

色々検討してやっていく。

**問** 子どもの貧困対策の推進に

関する法律にあるよう、親の環

境に左右されず義務教育の中で

塾に通わなくとも高校に進学で

きる様にして頂きたい。子ども

達のための放課後授業の開催を

**問** 子どもの貧困対策の推進に

関する法律が施行され、中井町

の現状を踏まえた課題と対策に

**答** 子どもの貧困対策は、本町

の未来への投資。子ども達が生

まれ育った環境の経済状況等に

**答** シティプロモーションはこ

れから本格的に行かなければ

ならないと思っている。

一般質問

# 急がれる町道の整備について

他 1 問



井上 泰弘 議員

## 町長 財源確保を図った上で、計画的に取り組む

### 五分一幹線の整備は

県道秦野二宮バイパスの五分一交差点から日立システムズの間は、道路幅が狭く、急勾配で危険な箇所もあり、整備の必要性を感じている。

**問** 平成19年度に基礎調査を行ったようだが、その後の進捗状況は。また、拡幅整備を行う考えは。

**答** 南部地区の整備開発に必要な県道の五分一交差点から大型車両が出入り可能な道路線形、幅員構成、整備に要する事業費等の基礎調査を実施した。また、拡幅整備は基礎調査の内容を踏まえ、必要な財源確保を図った上で計画的に取り組んでいく。

**問** 町の北側は、東名高速道路、南は、小田原厚木道路、西湘バイパスがある。現在の車社会において、道路交通網は、優れた場所に位置している。

五分一幹線を含めた幹線道路の整備は、企業誘致からも大型車が通行可能な道路が必要不可



早急な整備が必要な幹線町道（五分一幹線・県道より）

で指導した。雨水の畑への流入は、降雨時に状況を確認し対応したい。

**問** メガソーラー用地は、20年間の暫定利用とのことで、五分一幹線の整備は、早めに取り組む必要があるが考えは。

**答** 国、県に技術的な支援も含め、要望活動しながら、早い時期に取り組む必要があると認識している。

### 神戸線の整備は

神戸線は、自治会で砂利道の穴埋めをし、維持管理をしている。乾燥時期のほこりや雨期のぬかるみ、降雨後の車の通行等で凹凸が激しく利用に苦慮している。この様な状況が長年続いているが一向に改善されていない。

**問** 整備計画はどの様になっているのか。また、地権者の交渉経過は。

**答** 承知している。自転車の事故は、教育委員会で調査し学校

**答** 生活道路として昭和59年度に整備に取り組んだが、地権者との官民境界の合意ができず、今も未整備の状態、利用者には不便をかけている。合意が得られれば、速やかに整備する。

交渉経過は、過去に幾度となく、隣接地権者や自治会役員等の協力をいただき、境界確認の機会の場を設け取り組んできたが、合意に至っていない。また、裁判所の和解指導により、過去に埋設した境界杭の確認作業を行ったが、不調となっている。

**問** 暫定的にふれあい農園側に道路の形態を振ったらどうか。

**答** 提案の件は、町としても話をした経緯がある。地権者の理解をいただき、確約がとれたら取り組んでいきたい。

**問** 地権者が暫定的な整備を了承すれば、整備をするのか。

**答** 地権者の合意があれば、暫定整備を優先して進めたい。仮舗装は、町としても取り組むことは十分承知している。

一般質問

# 中央公園の指定管理料は適正か



尾 進 議員

## 町長 サービスの向上と経費節減の面から適正

中井中央公園は完成より17年が経過し、スポーツ志向の変化、人口の減少、高齢化などにより運営管理面から見直しの時期にきており、町として現状を維持しつつ、発展的な取り組みを期待している。今回指定管理者制度の更新にあたり一層の調査改善を求める。

**問** 指定管理者制度導入後3年間の利点と改善点の取り組みは。

**答** 管理事務所が公園内に移り、施設の予約や使用料の支払いの簡素化、管理人の接客マナーの向上、芝生の管理も高評価をいただいております。町としても期待以上の効果が得られたと思う。

**問** 厳しい財政状況を鑑み、また町民の福利厚生施設としての委託料は適正か。

**答** 今回の募集条件には引き続き町民の雇用確保を目的としたシルバー人材センターと、なかい緑化木協会の活用を含め町が管理していた費用の平均的な金額を算定し、その金額以下にて委託料の上限額としております。

民間企業が持つノウハウでのサービス向上と経費節減の面から、委託料は適正と考えます。

**問** 町が進めるアウトソーシングの一環としての民間活力の導入であり、メリットがあると認識しております。しかし26年度には利用料と合算すると5262万円支出しております、その金額については延々と同じ額を支出する訳で、何かを建てる借金することとは性質が違うものと認識しております。また指定期間を3年から5年にすると、管理業者のノウハウの蓄積の差により新規参入業者がコンペに受からず公平性に少しかけるのでは。

**答** 業者独自の事業計画が3年ですと長期計画の見通しが立たないということでも5年とした。近隣市町村の指定管理期間も5年を基準の設定であり、それらを考慮した。

**問** 指定管理者の選定について財源は町税であり、その主役は町民ですから利用者からの意見を

をどの程度汲み上げられたのか。例えばお客様相談窓口などを取り入れるべきでは。

**答** 利用者の方々には機会あるごとにアンケート調査を実施し、よい結果を頂いている。



多くの利用客でにぎわいを見せるパークゴルフ場

**問** 公共施設の利用に受益者負担の見直し案が出され、一歩踏み込んだ議論として評価するが、原価計算などを踏まえ、収支を拮抗させるのか、利益をもって行うのか、運営の道筋は。

**答** 全ての公共施設の使用料金の見直しは減免措置と合わせ実施している。施設の性格、性質ごと受益者負担の算定の見直し作業を行っている。

**問** 現在、中央公園は一括委託しているが、分割委託の考えは。

**答** 野球場など一体管理することで利用者の利便性が図れると認識しており、現在の制度的にできない形になっている。

**問** 現在、利用者が町内3割、町外7割の状態の中、施設の相互利用の面からいろいろ考えがあるとありますが。

**答** 広域行政の面から、一体的な判断も必要かと思う。

**問** 公園については制約がある中で観光的な要素など趣向を考えるべきでは。

**答** 役場周辺を含め、知事に活性化プロジェクトの提案をした経緯がある。今後は前向きに考え、都市公園である網掛けのクリアも考え進めたい。

## 一般質問

# 選挙権年齢の引き下げに 対する取り組みは



庄司 征幸 議員

町長 正しい知識と理解に基づいて進めていく

2015年6月17日に公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、2016年6月19日に施行されることになりました。この改正により、年齢満18歳以上20歳未満の者が選挙に参加できるようになります。

それまでに自ら情報を集め、考え、判断する能力を身につけた上で、選挙権を行使できるようにする必要があります。

このような状況から、小中学生の頃から選挙に対するある程度の知識と理解が必要であると考えます。

**問** 18歳に選挙権年齢が引き下げられた場合に、選挙違反を犯した時には罰則が適用される可能性が出てくると思います。現在の指導要領の中で、公職選挙法の内容について、学習活動で取り組む考えは。

**答** 高校生が選挙活動をする、その中で重大な罪を犯した場合、刑事事件として処罰を受けることは、今現在も言われております。

今後、積極的に文部科学省が

ら、あるいは教育委員会でも情報を収集しまして、適切な資料を学校に与え、学習活動に取り入れていくという事は考えております。

しかし、国もそれを制定するという段階ですので、具体的にどうするかということについては、はっきりしない状況にあります。

**問** 20歳の選挙権の段階でも、あまり内容的には変わらないと思います。今までの公職選挙法の中でのこととして、生徒に話す考えは。

**答** 教科書には20歳以上の成人に選挙権が与えられるというところがあります。それは18歳以上と読み替えなければ適当ではありませんので、それに絡めて現場の中では十分に指導に値するかなと。

カリキュラムの編成がまだ出ていないと、今考えております。今後につきましては、取り組んでいきたいと考えております。

**問** 実際に模擬投票やデイベート、そういったものを実践的な取り組みとして、中学校で取り上げる考えは。

**答** 模擬選挙については、教育委員会として学校にやってくたさいという段階ではなからうかなど、各授業の授業数の年間の構成の中で位置づけてやるべきことかなと考えております。

**問** これから主権者教育に対して、中学校でも取り組むようになると思いますが、その中で政治的中立を担保する必要があると思います。

そういった対策についての考えは。

**答** 教育基本法の中に、教育の政治的中立性がうたわれております。それが無いような場合に付きましては、教育委員会から校長ともども指導していく、そのような方針でいます。

**問** 中立性を担保するために、マニュアルを作るとか、指導する教員に対して、研修を行ない徹底するような考えは。

**答** 教員は、免許状を授かっております。従いまして、良識のある授業内容を進めていると認識しております。



一般質問

# 給食センター建替えと、 給食の安全性を問う



加藤 久美 議員

## 町長 建替えの必要性、施設の適正なあり方を検討



老朽化が目立つ給食センター調理室

**問** 給食センターの老朽化により調理業務に支障を来している。施設の耐震性や、衛生管理基準は満たされているのか。

**答** 平成23年度から調理業務を民間業者に委託。今後は建替えを含めた施設のあり方を公共施設等総合管理計画において検討する。耐震診断については実施していない。

衛生管理基準は、文部科学省の告示により、給食施設設備の基準、衛生管理の方法、給食従事者の健康管理に至るまで規定を重視している。

**問** 老朽化により、壁や天井などの腐朽、かびが生え、ネズミ

やハクビシンがセンター内に入ったとの事。虫や木の葉の、食品混入が避けられない。建物の設備上の問題があるのでは。

**答** 随時修繕をしている。全体となると期間も費用もかかる。危険箇所を修繕。エアコンは建物

物が古く入っていない。ネズミ等、確かにそういった状況はあった。異物混入は何件があり、原因を究明し改善するという報告を受けている。

**問** 耐震性を見直す計画時期は。  
**答** 公共施設等総合管理計画を28年度に策定する方向で進んでいる。

**問** 給食食材に輸入製品が多い理由は。

**答** パンや麺類の小麦粉や魚の一部は外国産の食材を使用。肉

類や魚介類などの加工品も適宜購入し、それらのほとんどの産地が外国産となっている。経済性、安定供給を考慮し、食品衛生法における検査に合格したものや、県学校給食会で安全を確認したものを購入し、使用している。

**問** 他町では選定の時点で中国産食材は入れないという選定基準がある。本町の外国産食材に対する意識や基準は。

**答** 輸入食材は検定を受けたものが輸入されており、危険とは一概には言えない。

**問** 輸入食材が全くもって有害であり、なくせと申し上げているわけではない。学校給食は外国産、国内産を問わず、食材の安全性が前提。有害なもの、または疑いのあるものは避ける、これが基本ではないか。

**答** 今後も、おいしい給食、安

全な給食、栄養バランスのとれた給食を目指し、各機関と打ち合わせをしながら献立を考えていきたいと思う。

**問** 6月議会において、町長は公約である給食費助成、無料化に対し「多分な財政支出、実施すべき事業を先送りすることのないよう、将来、子どもたちの負担にならない事業推進に努める」と答弁。給食センター建替えは、大変な予算を伴う大きな事業であるが、どうか先送りされることのないよう深く御理解をいただきたい。給食センター建替えについての考えは。

**答** 厳しい財政事情と施策の優先性から、施設補修と設備の計画的な更新によって、機能を維持する効果的な施設利用を推進する。経常経費の削減と計画的な財政支出を目的とする公共施設等総合管理計画に位置づけることとし、当該計画を推進していく過程の中で、より具体的に建替えの必要性の有無や施設の適正なあり方についても検討する。

一般質問

# 第6次総合計画策定を問う



岸 光男 議員

**町長** 意見を広く聞き、集め計画策定をしていく

総合計画は、市町村におけるまちづくりの最も基本となる計画で、その自治体の長期的な行政運営の方向性を示す計画です。各分野の個別計画も総合計画と整合性を保ちながら策定されている。

町においては、第5次総合計画が終了することから、町民をはじめ企業、団体等、積極的な参加を求め、取り組まれている。町の現状は、恒常的な地域課題が山積し、これから策定する総合計画がいかに重要で実効性のあるものでなければならぬか問われている。

**問** 第5次総合計画の評価はどのようにされ、次期計画に生かされていくのか。

**答** 第5次の施策に対する満足度、重要度について町民アンケートを通して評価・検証を行っている。

基本計画の中に257施策があり、継続評価11施策、拡大施策52、維持・継続事業は158ある。施策の縮小、全面的見直し33あり、第6次に施策の展

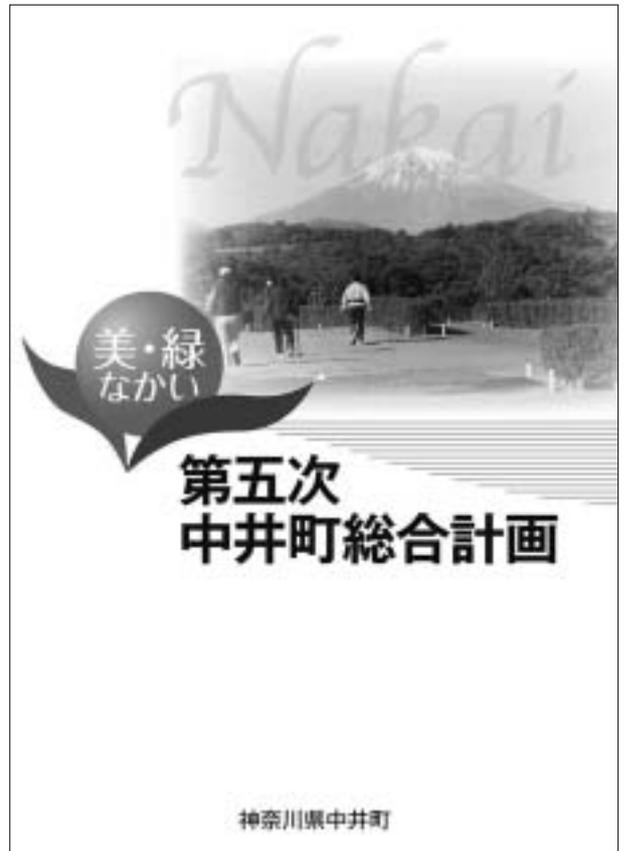
開をしていく。

**問** 長期的な財政見通しをどう考えているのか。

**答** 今までのような右肩上がりの人口増や経済成長、それに伴う税収増は見込めない中、網羅的・総花的な総合計画は今後、町民や行政が求める総合計画像ではない。減少局面を迎えた人口や法人住民税の一部国税化など、厳しい財政状況を踏まえて、選択と集中に基づく戦略的計画を策定していく。

**問** 次期計画の策定方法で広く意見聴取しているが、集約等、職員の日常業務に影響はないか。

**答** 検討組織のメンバーに選出された職員は、本来の担当事務に加え、会議への招集、課内調整など負担がかかるが、同じ課の職員が抜けた職員のみまで補完し、日常業務に支障を来さぬよう計画づくりを行っている。



**問** 地方版総合戦略と総合計画との関係は。

**答** 地方版総合戦略は町が将来にわたって持続発展していくために必要な人口動向や将来人口推計を展望し、その実現に向けて、今後5年間で実施していく施策。

地方版総合戦略の基本目標と基本的方向を包括した中で、総合計画の重点プランに位置づけることで関係性を保ち、2つの計画を並行して検討していく。

**問** 町長の町政への考えや意向をどのように計画に反映するの

**答** 私の考えるまちづくりに対する思いは、町民が明るく元気で心豊かに住んでいただくことです。町外の人には、住んでみたいと思っただけの町になることが重要と考えている。そのため、財源の確保は非常に大切であり、財源を確保するプロジェクトを具現化する道筋を第6次総合計画に盛り込んでいきたい。

一般質問

# 国民健康保険税の負担軽減へ、町は努力を



尾尻孝和 議員

**町長** 国費の大幅な追加投入を国へ要望していく

**問** 中井町の国保加入世帯の所得階層ごとの割合は。

**答** 所得なしの割合が22.9%。所得50万円の方が19%。100万円の方ですと14%。2

**問** 高過ぎる国保税を招いている原因は、国の予算削減にある(図1参照)。低所得者が多く加入し、保険料に事業主負担もない国保は、適切な国庫負担が不可欠。国庫負担増を求めている取り組みは。

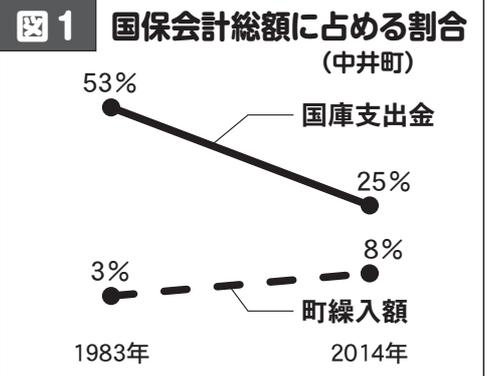
**答** 現在、市町村国保の財政運営については限界に達している状況。

**問** 町では神奈川県町村会の国・県に対する要望等において、国費の大幅な追加投入による財政基盤の強化等を求めている。今後にも必要に応じ、国・県に対して要望をしていく。

**答** 町では神奈川県町村会の国・県に対する要望等において、国費の大幅な追加投入による財政基盤の強化等を求めている。今後にも必要に応じ、国・県に対して要望をしていく。

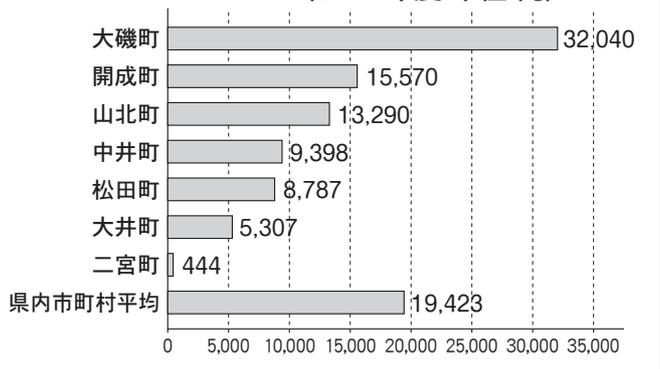
**問** 国保税の値下げ・抑制の努力を続けることは。

**答** 昨年度、7年ぶりに税率改定を実施した。しかしながら、被保険者の負担軽減のため、法定外繰入れで保険税の抑制に努めている。



中井町国保会計実績報告書から作成

図2 1人あたり法定外繰入れ額(町別) (2013年度 単位:円)



神奈川県医療保険課「平成25年度国保事業状況」より作成

100万円未満が19.2%。200万円未満が25.6%。それから200万円から500万円未満が26.8%。500万円以上が5.5%。

**問** 国保税では所得が少ない世帯ほど負担割合が高くなっている。これは国保の制度的矛盾のあらわれ。

**答** 国保税では所得が少ない世帯ほど負担割合が高くなっている。これは国保の制度的矛盾のあらわれ。

**問** この国保の支援金、中井町では今年度からおよそ900万円。2018年度からは1800万円程度となる。支援金900万円ですと、1人あたり2900円。2018年度から1800万円になると、1人あたり5800円。4人家族で2万3200円の引き下げができる。

**答** 平成30年度から財政運営の強化等を目的に、国保の財政運営が県に移管される。これを機に、国は毎年3400億円、平成27年度からは低所得者に応じた自治体への財政支援として、1700億円の支援を実施する。

**問** 一般会計からの繰り入れ削減へと安易に充当するのではなく、苦しんでいる町民の負担軽減に生かすことが求められる。

**答** それらの歳入も含めた中で、今後の税率も考えていかななくてはならないと認識している。

一般質問



尾上 壽夫 議員

# マイナンバー制度への対応は

## 町長 セキュリティー確保のための機能強化を実施

住民票を有する全ての方に番号を記載した通知カードが平成27年10月以降、町から送付されます。年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当、その他福祉の給付、確定申告など税の手続きなどで申告書等に利用されます。

**問** 現在どの程度準備がすすめられ、町民への周知方法はどのように行うのか。

**答** 制度の円滑な導入に向け、国の示すスケジュールなどに基づき、必要となる準備を進めている。また、広報やホームページなどの媒体で、情報を分かり

易く配信するよう努める。

**問** マイナンバー制度のメリットとデメリットはどんな点か。

**答** メリットは、利便性の向上と行政の効率化が期待でき、公平公正な社会の実現を図れることであり、デメリットは、情報の漏えいリスクと、導入移行に多額の費用がかかることです。

**問** 住基カードと個人番号カードの違いは。

**答** 平成28年1月以降、住基基本台帳カードの機能を個人番号カードに引き継ぐこととなる。また、個人番号カードは身分証

明書として利用でき、各種申請の際、添付書類の省略ができ、利便性が高くなる。

**問** 住基カードの利用状況と移行の方法は。

**答** 住基カードは7月末現在、571枚を交付しており、平成27年12月28日で交付が終了する。発行済みの住基カードは、個人カードの交付後も有効期間が10年となっている。

**問** 個人番号カードの交付の方法は。

**答** 平成28年1月以降、本人宛に交付通知を送付し、本人が税務市民課の窓口で受け取る。その際、マイナンバーの通知カード、交付通知書、運転免許証等の本人確認の書類が必要であり、オンラインで本人確認に使用するパスワードの設定をしていただき、個人番号カードをその場で交付する。

**問** 個人番号カードの有効期限と記載内容の変更は。

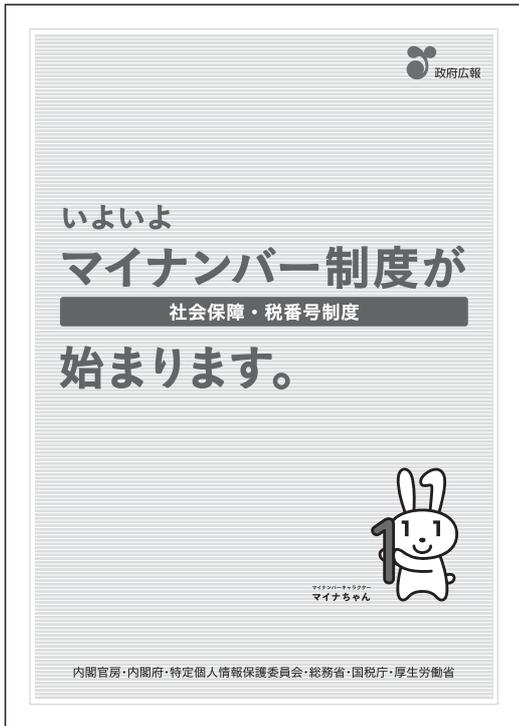
**答** 有効期限は、20歳以上は、発行日から10回目の誕生日まで、20歳未満は、5回目の誕生日までです。記載事項の変更は、裏面に変更内容を記載することになっている。

**問** 住民票の所在地で受け取れない方にはどうするのか。

**答** ひとり暮らしで長期、医療機関や、施設等に入所・入院の方、DV、ストーカー行為等の被害者で住所地以外に居住のケースでは、通知カードの送付前に居所情報を町に登録していただき、プライバシーに配慮した確実な送付を行っていく。

**問** 個人情報漏えい対策は。

**答** 個人情報を取り扱う基幹系ネットワークと、インターネットなどの外部との接続を目的とした情報ネットワークとは切り離れた状況にある。個人情報を取り扱う職員のセキュリティー対策の意識の徹底、運用面における人的確保についても万全を期している。



マイナンバー制度パンフレット

一般質問

# 生涯学習施設、半年で基本構想できるのか

他 1 問



戸村 裕司 議員

町長 29年着工目途に理解得られるよう取り組む

生涯学習施設建設に向け、町は平成18年度から幾つかの検討主体を経て整備計画が進んでいるが、町生涯学習のビジョンに位置づけられた施設としてのあり方は不明確なままで、建物建設の観点のみで施設がつくられようとしている。世代を越えて使われ続けるためには、町民と一丸となつてつくる生涯学習施設の基本構想が必要だ。

**問** 現在の生涯学習施設建設準備委員会の目的と今後の動きは。  
**答** 建設に向けた基本計画も視野に、基本構想づくりに取り組む。

**問** 生涯学習計画や総合計画にかかわるアンケートで、生涯学習施設に対する町民の意見をどのように分析しているか。  
**答** 多くは生涯学習施設の整備を望まれていることを確認。

**問** 基本構想を生涯学習・社会教育関係組織に諮問する考えは。  
**答** 生涯学習施設建設準備委員会の体制は十分。諮問する考えはないが、意見等を受けるのは

やぶさかではない。  
**問** 今年度も残り半年。まだ新メンバーになって一回も会合を開いていないという中で、果たしていい基本構想ができるのか。  
**答** できるように努力する。

**問** 実は、300席の可動席をつくる。学習スペースをつくる部分しか、見えていないのではないか。考えを変えては。  
**答** 町民の理解が得られる取り組みをしっかりとしていきたい。

**問** 3・11以降、公共建築がただ建てるだけでは解決されない課題というものを持たされている。防災体制と同時に人のつながりや人の関係というものが一体としてプランされないといけない。

**問** 人々が集まって、共有できるような施設、そういう機能を含めた施設のニーズがあるか。  
**答** 建替えなのか、建増しなのか。

**問** それぞれメリットがある。基本構想を立てる中で検討。

**問** 着工年が決まっているのか。  
**答** 大変タイトだが、平成29年あたりをめどに着工。

**問** 資材高騰の折から、財政面の見直しも不可欠だ。  
**答** 施設の最適配置の実現など、財源調整された公共施設等総合管理計画を策定し、客観的な判断の指標をふやす。

**問** まち・ひと・しごと創生本部が4月に供用を開始した地域経済分析システム、RESASはビッグデータによって人口の推移や将来推計、産業の状況などを市町村単位で状況分析できる。客観性・中立性を持った意思決定につながる可能性を持っていると同時に、国との共通言語になってしまい、使いこなせることが必須となってくる。

## RESASの活用を

**問** 産業マップで、本町で稼ぐ力、また雇用力を持っている産業はどのような業種か。  
**答** 地域経済に貢献している産業は、製造業、建設業。

**問** 製造業同士の技術が掛けあって、メイド・イン・ナカイが作られる風土を醸成すべきでは。  
**答** 非常に有効な部分である。

**問** アンケートでは中井町に定住志向が低い、RESASでは近隣市からの移住、転入がみえている。確実な流れにすべき。  
**答** 総合計画、総合戦略の計画に反映していきたい。

**問** アンケートでは中井町に定住志向が低い、RESASでは近隣市からの移住、転入がみえている。確実な流れにすべき。  
**答** 総合計画、総合戦略の計画に反映していきたい。



様々な動態を花火図を活用しながら可視化するRESAS

# ぎかいトピックス

9月議会では議長を除く、11人全員の議員が一般質問を行いました。議員にとって意義ある発言の場のひとつともいわれる一般質問。今回の議会トピックスは、その一般質問とはどのようなものかを見ていきたいと思います。

## 行財政全般への質問

議会では、議案等、議題になっていることに対する質問を「質疑」とし、その他を「質問」として区別しています。

この質問において、町の「一般事務」について、議長の許可を得て行う「質問」を一般質問と呼んでいます。

質問の範囲は、一般事務ということで、町の行財政全般であり、町村が処理する一切の事務です。一般行政のみならず、教育や選挙、農政などにも及びます。

## 事前通告が必要

このように一般質問は、議題とは関係なく、行財政全般にわたり議員が主導する政策論議となることから、質疑等と異なっており、通告制が採用されています。

# 政策提言する一般質問

と規定し、単に数値や進捗状況を聞くだけでなく、一歩進んで政策提案することに重きをおいています。

こうした一般質問によって、町長はじめ執行機関の所信や、事実関係を明らかにすることだけ

けでなく、その政治姿勢を明らかにし、結果として、現行の政策を変更、是正させたり、あるいは新規の政策を採用させたり、などといった、目的と効果があることとなります。

「議会運営に関する申し合わせ事項」では、通告期限を「議長が定める日時をもって提出期限とする」とし、慣例として、通告期限は議会の会期初日の約2週間前午後3時までとされています。

それまでに議員は、「一般質問通告書」と、「別紙本文」として質問内容を定められた字数以内にまとめ、議長に提出しなければなりません。

提出は原則、議員本人が持参することがもとめられており、

その通告順で一般質問の順番も決まります。議会たよりの一般質問のページも、この順番に基づいています。

質問の内容や構成などは議員に委ねられていますが、質問数は3項目までとなっています。

仮に質問内容が重複した場合は、議長が調整することになっていますが、通告が先の質問が優先されること、観点や主張が異なる質問については認める方向になっています。それでもご



一般質問は壇上で読み上げられる

の進め方は異なっています。中井町議会では、よりよい議論になるよう、長年の議員の努力により、通常の質疑とは異なるやり取りが出来るよう、工夫が重ねられて来ました。

議案等の質疑は「1議員が1項目3問まで」と発言回数が規定されています。以前は一般質問の町長答弁に対する再質問も同様でした。それでは議論が深まらないことから、現在は議員本人の発言が「1人35分」と、持ち時間として決められ、その間は何度でもやり取りが出来るようになりました。

くまに類似するケースもあります。提出期限後、一般質問はひとつの書面にまとめられ、町長に示され、ホームページにも掲載されます。町長はこれを受け、議会にむけ、一般質問への回答を準備することになります。

## 重ねられた工夫

議会によって一般質問の議事

の内容が読み上げられることも発言時間に含まれることから、30分なのか、35分なのか議論になったそうです。

議場左手に電光掲示板が用意

# 議会と話してみませんか？

## 「意見交換の場」申し込みについて

議会では議会基本条例に基づき、町民のみなさまの意見やご希望を、より議会の活動に反映させるため、「意見交換の場」を設けました。

これは町民のみなさまと議会が、意見交換を行うもので、議会からの呼びかけだけでなく、団体等からの申し込みによっても開催できます。

テ - マ :

まちづくりもしくは議会に関すること

対 象 :

- ①町民によって構成される団体
- ②一定のテーマに基いて集まった町民のグループ(町民とは住民だけでなく、町内への通勤・通学者、町内事業所等も含まれます)

時間場所 : 2時間前後を予定、場所は相談に応じます

参加人数 : 概ね10人程度

結果の反映 : 常任委員会できりあげるなど議会の活動に反映します

結果の公表 : 議会ホームページや議会だよりでお知らせします

申込方法 : 所定の申込用紙に記入し、議会事務局に提出してください

問い合わせ : 議会事務局

☎ 81-3905



**ぜひ「意見交換の場」をご利用ください。**



カウントダウンする電光掲示板

されています。これは、35分からスタートし、カウントダウンしていくタイマーです。発言のたびにタイマーは進められ、のこり5分を切る文字盤の表示が黄色から赤に変わります。

もう一つの工夫は、わかりやすい議論のための工夫で、「一問一答形

# 再質問でもらう議論を

式」の採用です。持ち時間の多くを自説の開陳や事実確認に費やすのではなく、執行機関とのやり取りを通して、町長に「言わしめる」かたちで議論をすすめることがもとめられています。今では一問一答形式は主流になりましたが、中井町議会はこ

の方法を早くから取り入れ、議会基本条例第12条でも明文文化されました。一般質問で一問一答が滞るよ

うであれば、議長は議員に注意することもあります。

## 議場で初めて知る

一般質問は、議員によって壇上で読み上げられ、引き続き町長の答弁がありますが、議員が降壇する際に、その答弁原稿が

手渡されているのをご存知でしょうか。

町長の答弁内容はその時点まで、議員には知らされていません。

その瞬間を正直に言えば、我が意を得たりと喜んだり、反対に肩透かしを食ったような思いをすることもあります。

いずれにしても気を取り直して、再質問で真意を問ひ、さらには議論を深めて、自らの主張を伝え形にしていく努力がそこから始まります。

他の議会では答弁書を事前に受け取り、再質問も準備できるような場所がありますが、現在はこのような議場のやり取りが行われています。

なお、議会ホームページに掲載されている「一般質問と回答」はこの通告書と最初の答弁をまとめたもので、議場での再質問等によって明らかになったことや変更したことは、実際の会議録やこの議会だよりによって明確になります。

## ありがとうは言わない

町長とともに二元代表制の翼を担う議会として、対等に議論をすすめることは重要で、「町長さん、教育長さん」と呼んだり、「ご回答ありがとうございました」と言ったり、「前向きにご答弁をいただき、お礼申し上げます」と、よく使われがちな表現に注意が必要だと言えます。

議会基本条例では、さらなる緊張感ある議論が出来るよう、町長から議員に対する反問権も用意しています(第12条2項)。議員も政策提言を自由に課し、また、問われることで、皆さまのより良い暮らしに繋がるよう努力を続けています。

\*\*\* 議会のつぎき \*\*\*

8月

- 15日 議会運営委員会
- 20日 総務経済常任委員会
- 21日 文教民生常任委員会
- 議会広聴委員会
- 議会運営委員会

9月

- 1日 定例会本会議
- 2日 定例会本会議
- 議会全員協議会
- 3日 総務経済常任委員会
- 4日 文教民生常任委員会
- 7日 定例会本会議
- 9日 定例会本会議
- 議会運営委員会
- 11日 議会全員協議会
- 議会全員協議会
- 定例会本会議

10月

- 7日 議会全員協議会
- 8日 議会だより編集委員会
- 14日 議会運営委員会
- 15日 議会だより編集委員会
- 30日 上郡議長会広報編集委員会
- 研修会

報告 総務経済常任委員会

「生活交通対策事業について」

は、7月16日委員会を開催、また、8月20日には、協議会を開催し、担当課より説明を受け、その後、委員会を開催した。今後も、町民にとつての最良の生活交通対策を検証し、引き続き、調査・研究事項とすることとしました。

「シティプロモーション事業について」

は、7月16日、8月20日に委員会を開催し、「なかい戦略みらい会議」の動向を注視し、今後も引き続き調査・研究事項とすることとしました。

報告 文教民生常任委員会

「情報教育充実事業について」

7月14日に委員会を開催し、8月21日に「情報教育充実事業について」、「読書活動推進について」現状を把握するため、小中学校を視察し、学校関係者と意見交換をしました。

「情報教育充実事業について」

は、パソコンの不足が懸念され

るものの、情報化時代の進展に備え、今後も情報教育の充実に努めるよう要望し、審査を終結しました。

「読書活動推進について」

は、近年の児童・生徒の読書活動の低下は歯止めがかからず、学校司書が常駐し、読書活動のサポートをし、また、読書活動推進員を増員するなど人的側面を充実し、読書活動が引き続き推進されることを求め審査を終了いたしました。

「健康体力づくりステーション事業について」、「自治会の現状と育成、支援のあり方」について

は、今後も、引き続き調査・研究事項としました。



町民の声

佐藤佐代子(宮前)

こゆるぎ体操って素晴らしいですね。自治会とはあまり縁がなかった私ですが、本部会計を受けてから参加するようになり、今では肩こりが全くなくなりました。一人二人と口コミで仲間が増えるのは、とても嬉しいです。みんなの健康につながりますからね。

宮前自治会には、一年を通して様々な行事があります。どんど焼きや納涼祭、パークゴルフ大会や紅葉の集い等々、会員相互の親睦には欠かせない行事となっています。

今年から語らいサロンが新企画として誕生しました。宮前地区がどのように生まれかや、地域への関心を深め、近隣の住民同士でお互いに助け合える地域づくり等、お茶を飲み、お菓子を食しながら、元気に暮らさきっかけづくりについて語ります。

今後、高齢化が一層進む中、家に居ないで外に出て、ふれあいがあるような施策を望みます。

編集後記

現在の編集委員会になって2回目の議会だよりとなります。委員長のリードのもと、なれなしながら編集作業にとりくみました。

9月議会は、昨年度の決算審議が大きな課題で、熱心な質疑が交わされました。あわせ、全議員が一般質問をおこないました。中井町議会が始まって以来のことだとうです。

町民の代表として、みなさんの願いを取りあげての議会活動です。限られた紙面で伝えきれない面もありますが、読まれての感想やご意見、町政への意見など、どしどしお寄せください。

議会だより編集委員会

- 委員長 戸村裕司
- 副委員長 尾尻孝和
- 委員 加藤久美
- 委員 庄司征幸
- 委員 尾上壽夫

問い合わせ

議会事務局

☎(81)300505